

# 令和6年度第8回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年3月13日（木）

高松サポート合同庁舎

北館7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 東、籠池、春日川、柴田、高塚  
労働者代表委員 川染、立石、土田、中村、三屋  
使用者代表委員 井出、白石、檜垣

- 議題（1）令和7年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について  
（2）令和7年度最低賃金の審議の進め方等について（案）について  
（3）その他

## ○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から、今年度最後になります令和6年度第8回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、奥田委員、棚次委員が欠席されておりますが、13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日、傍聴人はおりません。

まず、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料 No. 1 第55期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料 No. 2-1 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

(件名:香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金)

資料 No. 2 - 2 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明  
(件名:香川県電子部品・デバイス・電子回路、電  
気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金)

資料 No. 2 - 3 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明  
(件名:香川県冷凍調理食品製造業最低賃金)

資料 No. 2 - 4 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明  
(件名:香川県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金)

資料 No. 3 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数

資料 No. 4 令和7年度最低賃金の審議の進め方等について  
(案)

資料 No. 5 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金  
への転換等について(答申)

資料 No. 6 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定  
日一覧表(地域別最低賃金の場合)

資料 No. 7 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定  
日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料 No. 8 令和6年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部  
会の開催状況

となります。

これらの資料の中で、資料 No. 2 - 1 ~ 2 - 4 及び 3 は、議題(1)の「令和7年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」において、資料 No. 4 は、議題(2)の「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について(案)について」において、資料 No. 5 から 8 は、議題(3)の「その他」において、それぞれ事務局からの説明において使用させていただく資料となります。

また、資料 No. 8 の次につけております、右上に参考と記載しました資料につきましては、今年度の審議会において配付させていた

だいた資料一覧となります。これを参考に次年度の審議会に提出する資料について、資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら、賜りたいということで、つけさせていただいている資料となります。

以上の資料について不足等はございませんでしょうか。

ここで、労働者代表委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

廣瀬委員が令和6年12月31日付けで退任されまして、新たに本年1月1日付で川染委員にご就任いただいております。

川染委員、ご挨拶をお願いします。

○川染委員

U Aゼンセンアオイ電子労働組合の川染と申します。

よろしくをお願いします。

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

それでは、本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（1）の「令和7年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思いますが、まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

現在、香川県において設定しております4業種の特定最賃のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料の No. 2-1 から No. 2-4 に、意向表明の写しを添付しておりますが、4業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

意向表明には、「当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている」とありますように、「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という改正の申し出要件がございます。

11 ページの資料 No. 3 をご覧ください。

ここに、令和6年12月1日現在の、特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数を記載していますが、機械、船舶、電気の3業種につきましては、これまで、この3分の1要件を満たす申出書が提出されていきましたので、これまで毎年、改正諮問が行われ、機械と船舶は、令和6年度は52円引上げの機械は時間額1,092円、船舶は時間額1,093円、また、電気は48円引上げの時間額1,030円にそれぞれ改正されており、引上げ率は機械、船舶が共に5.0%、電気が4.89%となっております。

冷食は、令和4年度以降改正の申出はございましたけれども、申出者が代表する基幹的労働者数が令和4年度、令和5年度、令和6年度のいずれにおいてもそれぞれの年度の基幹的労働者数の3分の1に満たなかったことから、これら3年度についての改正諮問は行われませんでした。

このため、令和4年10月1日以降、冷食の特定最低賃金の時間額より香川県最低賃金の時間額が上回ることとなり、令和6年10月2日以降は香川県最低賃金の時間額970円が適用されています。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何かご意見等ございましたらお願いします。

○立石委員

労側ですね。昨年に引き続いて4業種の意向表明をさせていただきます。今年につきましても、冷凍食品のところにつきましても、これまで努力してきたにも関わらず、やはり人数3分の1要件届きませんでした。今年も引き続き取り組みまして人数を獲得し、そして合意形成を成していけるように務めてまいりたいと考えております。

本年につきましても、皆様方のご協力を得まして、進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○柴田会長

ありがとうございました。

では、次に、使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はありますでしょうか。

○白石委員

使用者側は、昨年と同様ですけど、特に意見はございません。

○柴田会長

ありがとうございます。

では、使用者側からは昨年同様、意見はないということ。

労側からは4業種申出の意向表明があったということでございます。

現行の4つの特定最低賃金について、令和7年度は、労働者側よ

り金額のみの改正の申出予定がある旨確認ということでございますが、そちらでよろしいでしょうか。

(各委員から発言なし)

ありがとうございます。それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

ご承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアチブにより設定されるものでございます。労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思っております。

それでは、事務局の方から、次年度の特定最賃の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

#### ○賃金室長

「令和7年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、11ページの資料No.3「特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数（令和6年12月1日現在）」の適用労働者数（基幹的労働者）の欄を再度ご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、改正の申出要件に「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という要件がございます。

この要件には、原則この数字を使用することといたしておりますので、特定最低賃金の申出をされる団体へお知らせいただくようお願いいたします。

この表につきましては、本省から指定された方法により、令和3年経済センサス-活動調査を基礎としてその後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減を反映した令和3年次フレーム（確報）を基礎資料とし、令和6年12月1日までの変動を補正して算出したものです。

なお、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月上旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

続きまして、議題（2）の「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について（案）について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめ、「審議の進め方等」の案として、次年度の審議会へ申し送りをしていただいております。

13ページの資料 No. 4 の「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

本年度の「審議の進め方」を内容修正した箇所はなく、令和6年度と同様の内容であります。

中央最低賃金審議会での目安審議の時期等については、不透明なところもございますが、次年度の審議に当たりましても、現時点では従前のおりご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

○賃金指導官

それでは、読み上げます。

令和7年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

（1）香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調

査審議する。

- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。  
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

## 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和7年10月1日を努力目標とする。

## 3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和7年度における改正の申出の意向表明が行われた特定

最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和7年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和8年度の申出については、令和7年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

○柴田会長

はい。ありがとうございました。

では、「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の1の(3)の業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとされておりますが、この実地視察について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。これまでの実地視察につきましては、特定最低賃金の4業種を対象に、令和6年度においては電気を実施させていただきました

た。

その前年度の令和5年度は船舶、その船舶の前は冷食を実施していますので、次年度につきましては、機械で実施することでいかがか、お諮りしたいと思います。

また、実施時期につきましては、今年度と同様、香川県最低賃金の審議と特定最低賃金の審議の間の9月でよろしいでしょうか。

ご意見をお伺いできればと思います。

以上です。

○柴田会長

それでは、実地視察を含めて、ご意見のほうよろしく願いいたします。

○立石委員

実地視察につきましては、これまでどおりで構わないと思いますので、日程の調整をしていただければと思います。

○白石委員

異議はございませんので、よろしくお願いいたします。

○柴田会長

よろしいですかね。それでは、昨年どおり進めるということで。

○三屋委員

9月予定ですけど、複数候補日示していただけますか。

○賃金室長

はい。わかりました。

○三屋委員

9月は、労働団体の大会シーズンなんですよ、結構。昨年はずいの大会と重なってましたから、出られませんでした。

そういうこともありますので、そのへんご考慮いただいて、複数日程、3日ほど出していただいて、最大公約数で出られるようにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○賃金室長

わかりました。

○柴田会長

その他いかがですか。

よろしいですか。

それでは、ただ今ご意見いただきました事項とご審議いただきました内容をもって成案といたしまして、次年度の審議会へ申し送ることといたします。その際、実地視察ですね、今いただいたご意見ございましたけれども、次年度の審議会に申し送るということでお願いいたします。

では、次に、議題（3）の「その他」についてでございます。

事務局で、何かございますでしょうか。

○賃金室長

15ページに資料 No. 5 として「【昭和 61 年 2 月 14 日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）」をお配りしております。

これは、先ほどの 13 ページの資料 No. 4 の「令和 7 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の「3 特定最低賃金について」の冒頭に示されているもので、特に 18 ページ下段の別添「新産業別最低賃金の運用方針」をご確認いただければと思います。

23 ページの資料 No. 6 は、令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効

力発生予定一覧表でございます。

香川県最低賃金を10月1日に発効させる場合には、8月5日(火曜日)までに答申をいただく必要があります。

特定最賃につきましては、25ページの資料No.7の次のページを見ていただくと、12月15日(月曜日)の発効を目指すのであれば、遅くとも10月15日(水曜日)までに答申をいただく必要があるということでございます。

29ページの資料No.8は本年度に開催いたしました本審ほかの開催状況を取りまとめた表となります。

表の一番上の段に、「区分」と「開催月日と主な議題」とありますが、「区分」として、本審、運営小委員会、公益委員会、実地視察、県最賃の専門部会、特定最賃の各専門部会とあり、それぞれの開催状況について、開催月日と主な議題を記載しております。

令和6年度は、全体的な流れは大きくは変わりませんでした。県最賃の専門部会を前年度より1回多い、5回開催することとなり、予備日に対応しました。

また、特定最低賃金の船舶が10月9日の3回目の専門部会で採決となった関係で、その後の本審を1回日程変更の上、11月8日に開催し、例年12月上旬から12月中旬にかけて開催しています本審の開催を見送ることになりました。

次年度においても、今年度の結果などを踏まえ、予備日を設けるなどにより予定変更等に対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かございますでしょうか。

○立石委員

次年度のスケジュールを資料に書いているのですが、7月20日になるかどうかわからないんですけど、参議院選挙もありますし、その影響を受けると審議会の方がどう進めていくのかわからないという、少し不透明なところも出てくるでしょうし、そうなってくると、5日の発効っていうのが非常にタイトになってくるというふうに、昨年に比較しましても短くなってきそうだなっていうところがあります。それに加えて、最賃が非常に目安が高くなっていく傾向があります。今年はわかりませんが。

私どもの、下位グループにいるところは、周りを見て出していくという傾向が強くなっていくということも含めて予備日の設定が1つでいいのか、2ついるのか、そのあたり、私自身もちょっとわからないんですけど、来年度は微妙になってくるのだろうなというところは予測されるということで、少しそういったところ、予断を許さない状況に陥ることも想定しつつ、スケジュールを立てていただければと思っています。

よろしく願いいたします。

#### ○柴田会長

その他いかがでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

#### ○賃金室長

冒頭に資料 No. 8 の次の資料として、参考資料のことについて触れさせていただいた審議会に提出する資料についてですが、基本的には今年度付けさせていただいた資料は付けさせていただく予定です。

資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら賜りたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○立石委員

これまた資料ではないんですけれども、毎年、中央の公益代表の考え方のビデオを流していただくっていうことをお願いしてきたんです。今年またそういったことは中央、本省の方でも流れがありましたら、是非ともお願いしたいと思っておりますので、直接資料ではないんですけれども、お願いいたします。

○柴田会長

その他、いかがでしょうか。

○檜垣委員

最近、賃金を上げるためには価格転嫁というようなことが必要だということがよくお話されておられますけど、もしできるのであれば、そういうような資料も付けていただければありがたいなど。

賃金を交渉する上で参考になるんじゃないかと思ったんで、もし可能であればそういう資料も付けていただければありがたいと思います。

○労働基準部長

承知しました。実績的なものもというところですかね。

○檜垣委員

そうですね。例えば、令和6年度はどうだった。

そして今、国としてはこういうこともしておりますとか。

○柴田会長

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

今期最後の審議会になりますので、全体としてでも構いませんので、ほかに何かご意見等はございませんか。

○中村委員

資料をデータ化してパソコンで見られるのであれば、このデータでいただくっていうことも可能なんですか。

○賃金室長

事前に資料を送らせていただけてまして、今年度の審議におきまして、パソコンの持ち込みについての話もありましたので、持ち込んでいただいて、見ていただく、ペーパーレス化は可能ですので、資料を事前に送らせていただくように次年度もさせていただければと思います。

○柴田会長

他いかがですか。

それでは事務局の方もいかがでしょうか。

○賃金室長

審議会終了後、お伝えしたいことがございますので、委員の皆様は終了後もそのままお残りください。

それでは最後に、栗尾労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○労働局長

本日は今年度最後の審議会となります。最後の審議会というか、気持ち的には来年度に向けた最初の審議会といった気持ちでおりますが、今年度の締め括りということでございます。

委員の皆様におかれましては、この1年間、香川県の最低賃金、

それから3つの特定最賃につきまして、慎重にご審議をいただき、本当にありがとうございます。

今年度におきましては、中央の委員会の方から、50円という史上最高の高い目安が示されたところをごさいますして、例年に増して難しいご審議をいただいたところをごさいます。

労使代表委員のご理解とご協力、それから公益代表委員のご尽力によりまして、なんとか香川の最低賃金の改定ができたところをごさいます。本当にありがとうございます。

また、本日は次年度の審議会の運営方法などにつきまして、ご確認をいただくとともに、特定最賃につきましても、労働者側からの意向表明がなされたところをごさいます。次年度におきましても、どうか引き続き円滑な審議が行われますよう、よろしくお願いを申し上げます。1年間、本当にありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、今年度最後の第8回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――